

『北九州市の多文化共生に向けた取組について』



平成31年3月

北九州市 企画調整局 地方創生推進室

在留資格

- 日本に住む外国人の方は、入国管理局（入管）により滞在目的についての審査を受け、この審査が認められてはじめて、日本に住むことができます。
（在留資格の許可）
- 在留資格は細かい種類に分かれていて、滞在期間や就労についての制限もあります。

- 働くことができる主な在留資格

技術・人文知識・国際業務

理系、文系分野の業務に従事

機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、マーケティング業務従事者等

技能実習

日本の技術を発展途上地域に役立てるための実習



H31年4月創設される資格

特定技能

その他

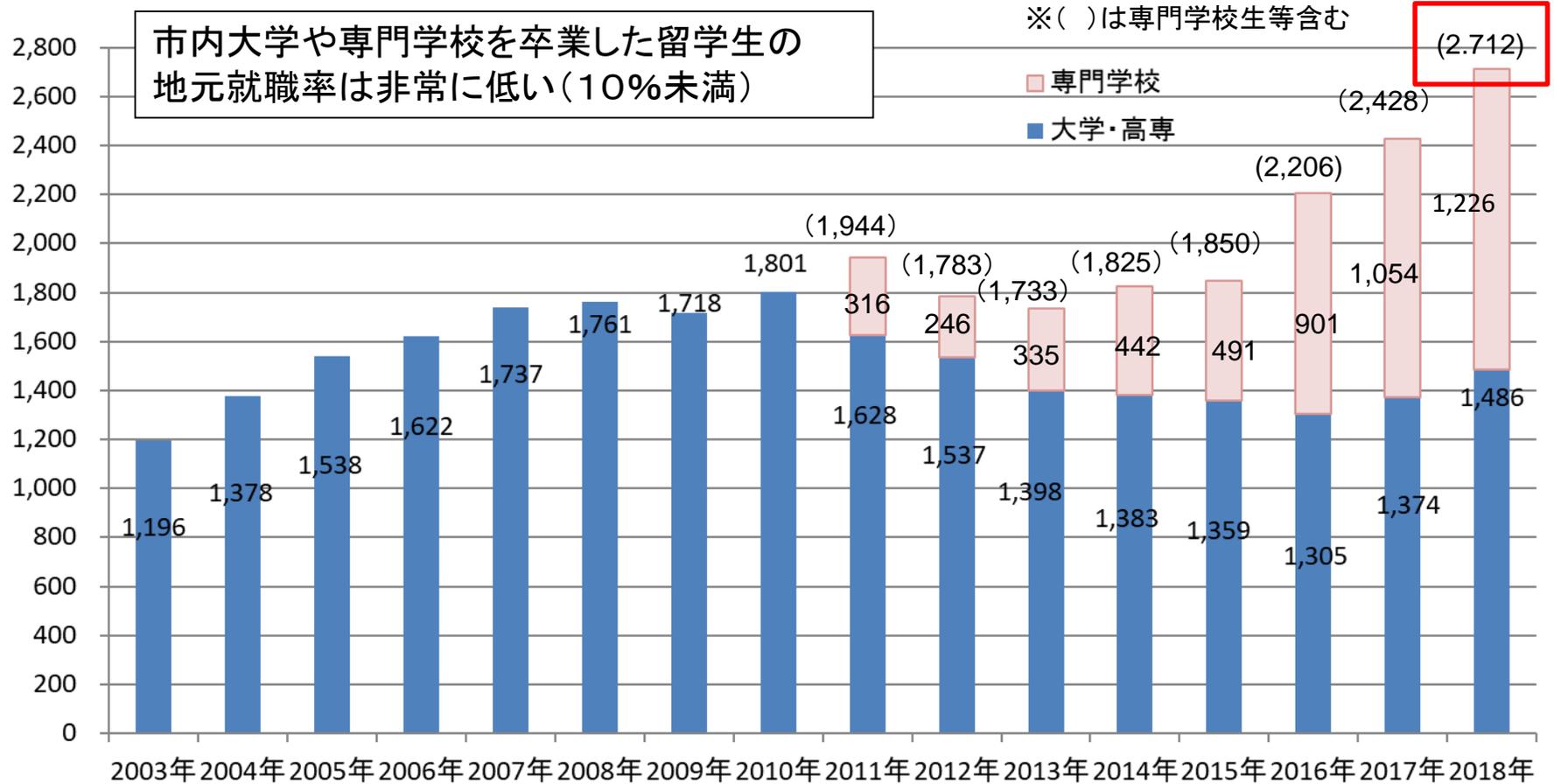
※留学生のアルバイトは「資格外活動」として制限付きで認められています。

- 北九州市では、
留学生や技能実習生として、日本語や専門知識・技術などを学ぶ人が
増えてきています。

北九州市内留学生数の推移

(人)

(各年5月1日現在)



※2010年7月の入国管理及び難民認定法改正で、在留資格「留学」と「就学」が一本化されたため、2011年調査より専門学校生等も含んだ調査を行っている。

(公財)北九州国際交流協会調査より

地方創生に向けた留学生等受入定着促進事業

【目的】 <地方創生>

本市の人口減対策の1つとして

- 留学生の受入促進(転入の純増)
- 留学生の地元定着(転出の抑制)

【主なターゲット】

- 日本語学校・専修学校の留学生に着目
- 近年の増加が顕著
- 地元就職希望者が多い

【期待する効果】

- 社会動態プラスへの貢献
- 地域経済の活性化
(留学生等外国人材の活用)

【設定目標】

まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI ⇒ 留学生を含む外国人人口の社会動態 : 平成31年までに +600人(平成28年:1,010人比)

【現状】

<外国人の社会動態>

市の社会動態プラスに大きく貢献

H27: +871人 H28:+1,010人
H29:+1,100人(見込み)

※ 留学生(特に日本語学校生)の増
技能実習生の受入の増

<市内留学生の関心>

留学目的 → 約5割が日本での就職

市内就職希望 → H29年度:14.7%
(前回比:2.39%UP)

留学や就職で本市を選ぶ理由

→ 知人等の紹介、暮らしやすい

※ H29年度北九州市留学生実態調査より

<地元企業の海外人材ニーズ>

外国人雇用事業所数:H28:974事業所

外国人労働者数:H28:4,029人

(前年比: +171事業所、+857人)

→ 留学生アルバイト、技能実習生の増
※ H28.10 外国人雇用状況(福岡労働局)より

留学生の市内企業就職率(H28:4.4%)

※ H29.8 留学生受入機関への調査より

【課題】

I 留学誘致

(更なる受入の促進)

- ・留学生受入教育機関との連携による
人材の確保・育成の支援
《留学生の増加・定着要因》
- 受入定員の充足、増員
- 学科、キャリアコースの新增設
- 市内進学、市内就職

II 生活支援

(安心して暮らせる環境整備)

- ・産・官・学・民の連携による支援
- ・日常生活で抱く不安の解消
- ・留学生等と地域住民の相互理解

III 就職支援

(海外人材の活躍の場づくり)

- ・地元企業と留学生の相互理解促進
- ・地元企業と留学生のマッチング

【事業内容】

I 留学誘致

留学生等受入機関との連携

北九州市留学誘致ツール「Study in Kitakyushu」

○Webサイト、留学生・OB・OG出演PR動画、リーフレットの作成

【5言語対応:日、英、中、韓、越】

① LIFE

北九州市の魅力、暮らしやすさ、住まい、奨学金、アルバイトなど

② STUDY

市内の日本語学校・専修学校・大学の紹介など

③ WORK

市内企業紹介、日本就労な在留資格など

II 生活支援

行政等が主体

- ・留学生支援ネットワークの充実
- ・日本人との交流・国際理解促進
- ・動画による生活など情報発信

III 就職支援

商工会議所と連携

- ・外国人雇用セミナー等の開催

II+IIIを推進する

国際理解の場の創出

産・官・学・民が連携

本市及び近郊の、各大学や専門学校に在学している留学生と、地域や地元企業とのふれあいを深める場を創出し、留学生誘致、地元就職促進を図る。

(内容)

本市の魅力紹介、企業紹介、大学や専門学校の紹介、地域との交流、出身国の紹介 など

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

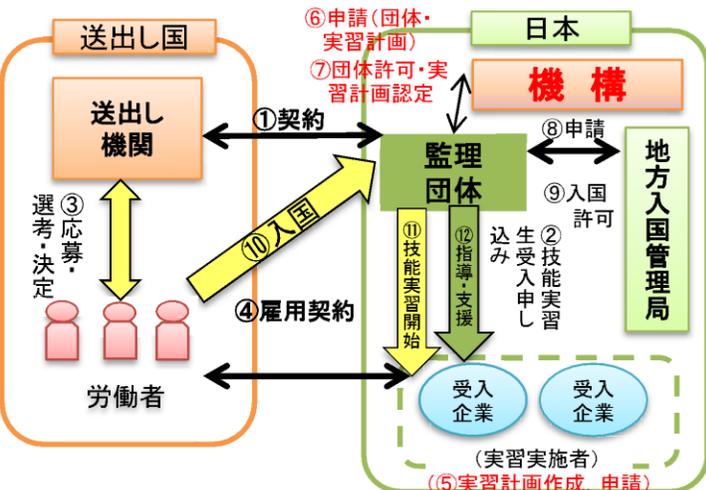
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

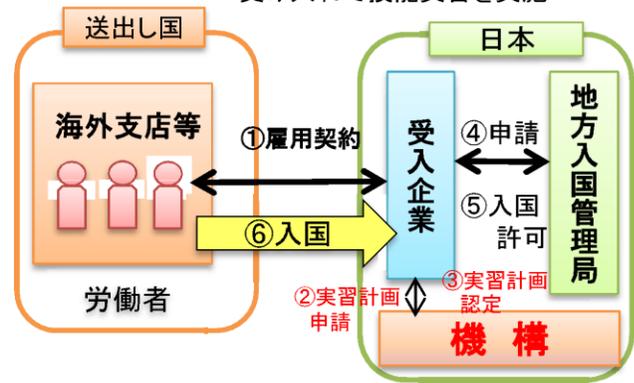
※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

- ⑥申請（団体・実習計画）
- ⑦団体許可・実習計画認定



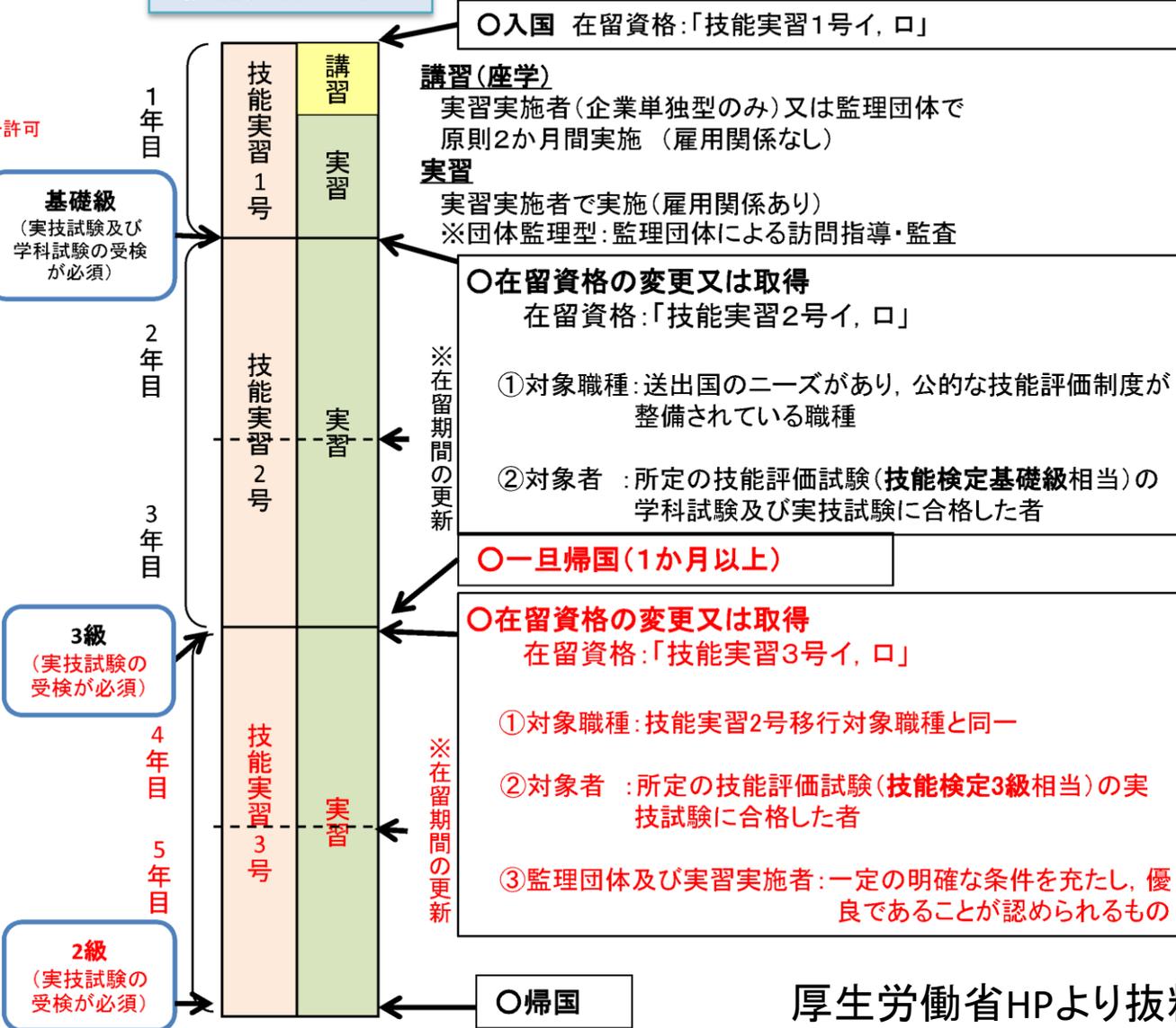
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ

※新制度の内容は赤字



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

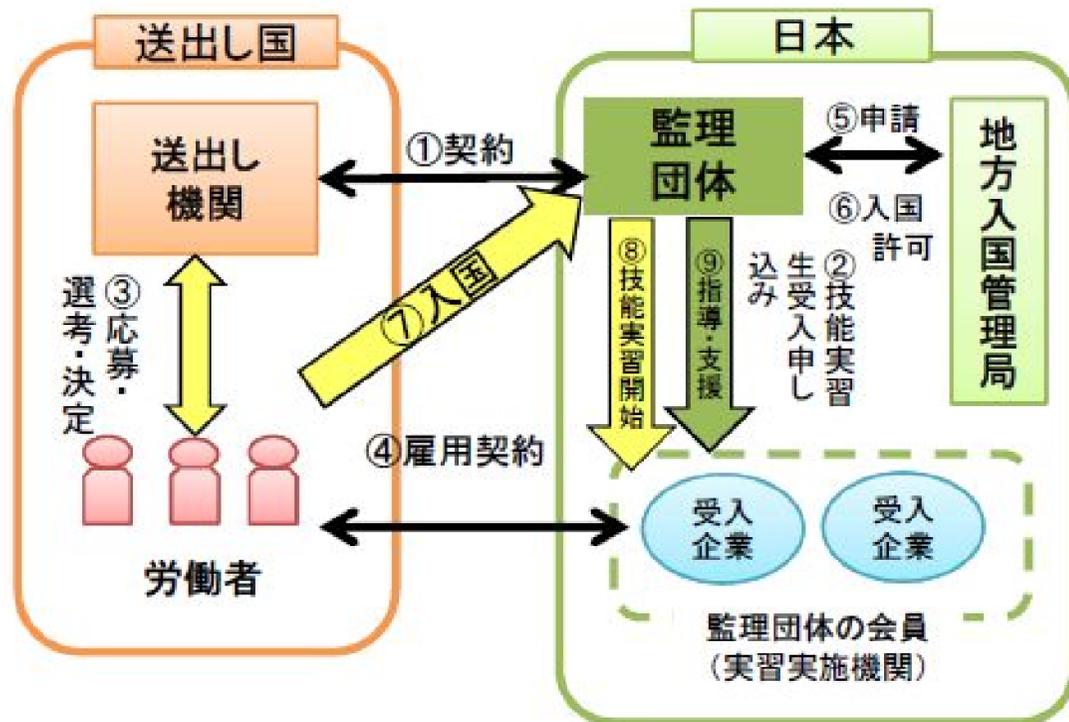
○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合, 商工会等)が技能実習生を受入れ, 傘下の企業等で技能実習を実施



・北九州市内には「監理団体」が11団体ある。

・一旦北九州市内の監理団体で研修を受けた後、他の自治体の会社に行く場合やその逆も多くある。

・市内監理団体にヒアリングした結果、
 ①技能実習生の住まいの確保
 ②日本語能力の向上
 ③周辺住民との共生
 ④受入企業とのマッチング
 等に課題があるとの声であった。

出典: 厚生労働省ホームページ『技能実習制度』『現行の技能実習制度の仕組み』より抜粋

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

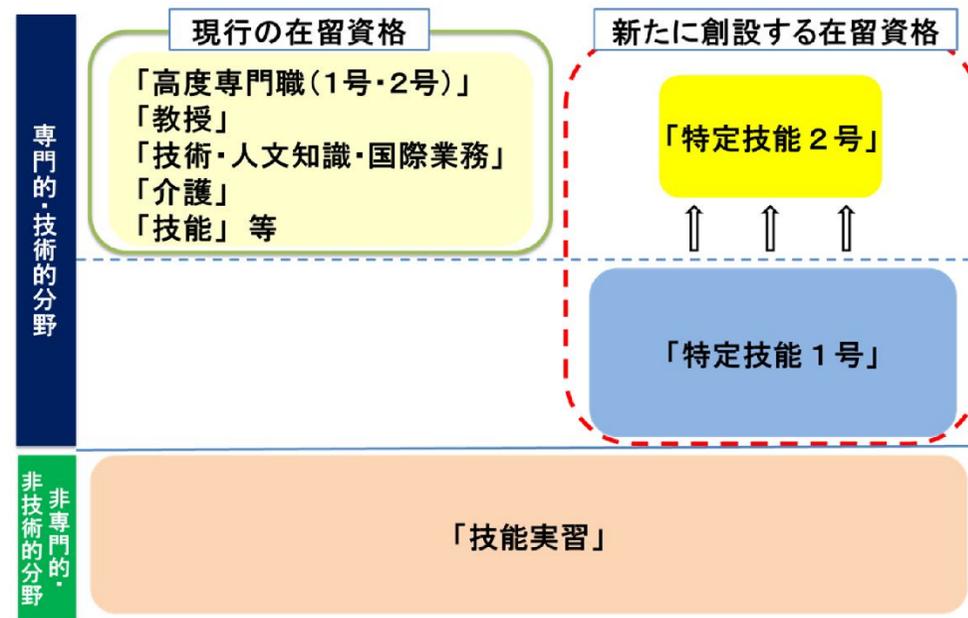
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

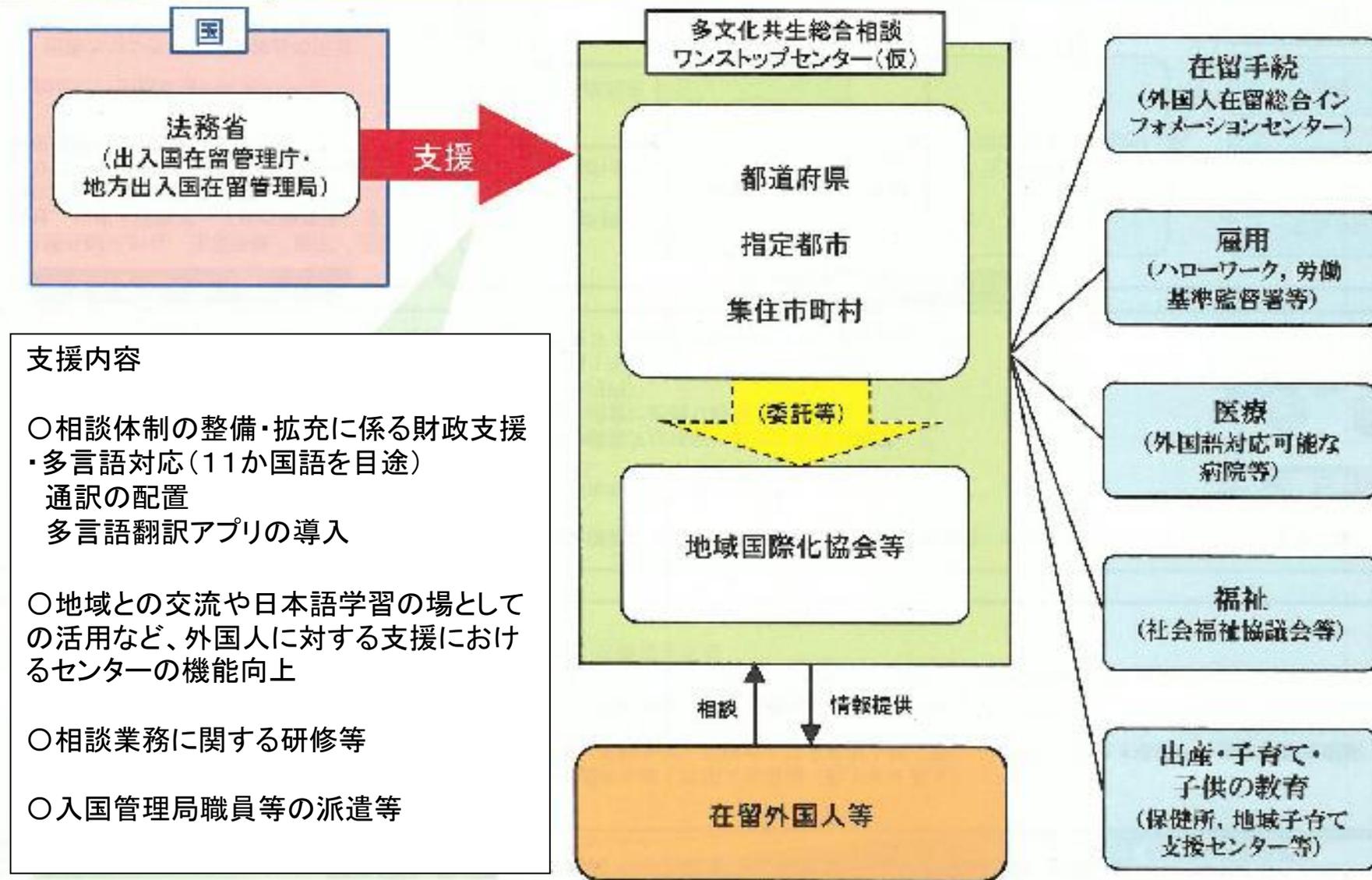
【就労が認められる在留資格の技能水準】



多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）の概要



事業スキーム



支援内容

- 相談体制の整備・拡充に係る財政支援
・多言語対応(11か国語を目途)
通訳の配置
多言語翻訳アプリの導入
- 地域との交流や日本語学習の場としての活用など、外国人に対する支援におけるセンターの機能向上
- 相談業務に関する研修等
- 入国管理局職員等の派遣等

北九州市の多文化共生の取組み

■多言語などによる効果的な情報提供の推進

- **Life in Kitakyushu（ガイドブック）の作成**

日本で生活する上で必要になる情報を掲載した生活情報ガイドブックを日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語で作成、配布しています。

- **防災ハンドブックの作成**

日本に住むうえで基礎的な防災知識などを盛り込んだハンドブックを、振り仮名つきの日本語、英語、中国語、韓国語・ベトナム語で作成、配布しています。

- **外国語版自治会加入促進リーフレット**

地域に住む外国人向けに、自治会への加入を促進するリーフレットを日本語・英語・中国語・韓国語で作成し配布しています。

■外国人市民のニーズに応じた生活支援の充実

- **外国人相談員による外国人インフォメーションセンターの開設**

北九州国際交流協会（八幡西区）と小倉北区役所に、5カ国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、日本語）で対応できる相談窓口を開設しています。

- **行政通訳ボランティア・多言語ママパパサポーターの派遣**

区役所での相談や学校での面談、子育て支援機関などに、通訳ボランティア や多言語ママパパサポーターを派遣しています。

- **日本語教室開設のための支援**

日本語教育ボランティアの養成講座を開催し、新規の日本語教室の運営を支援しています。

- **ママとパパのためのほんご教室**

子育て中の外国人市民を対象に、日常生活に必要な読み書きや会話を学習する教室を市内2ヶ所（小倉、八幡）で開催しています。

■外国人市民のニーズに応じた生活支援の充実

- **医療通訳派遣事業**

日本語でのコミュニケーションが難しい外国人市民が安心して医療機関を受診できるように、専門的な通訳能力を持つ医療通訳ボランティアを養成し、医療機関へ派遣しています。

- **外国人市民のための防災対策**

外国人市民を対象とした防災講習会を実施するとともに、災害時に外国人市民に必要な情報を伝達できるように災害時通訳サポーターを養成

■互いの違いを認め合う多文化共生の地域づくり

- **「多文化共生推進月間」の設定**

毎年10月を「多文化共生推進月間」として設定し、国際交流を通じた国際理解・啓発活動を行っています

- **相互理解の機会の創出**

北九州で学ぶ留学生のための日本語弁論大会や、地域で生活する外国人市民が、日頃考えていることを日本語で発表する会などを開催し、日本人市民と外国人市民とが相互に理解するための機会つくっています。

■外国人市民の社会参加と活躍の促進

- **外国人市民の声を市政に反映する仕組みづくり**

外国人市民が抱える生活上の課題やニーズを把握するため、外国人市民へのアンケートや直接意見を聞く機会をつくり、北九州市の多文化共生推進に役立てています。

